施設名今井保育園

平成27年度における施設型給付費等の額にかかる法定代理受領について

平成27年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園にかかる各支給認定子どもの公定価格の額から各支給認定保護者にかかる利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)にもとづく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われます。(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。)
- ・「特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」(平成26年条例第21号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、実績をご報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払等が発生するものではありません。)

27年度 施設型給付費

今井保育園

・児童1人あたり月平均金額

(単位:円)

標準時間	金額
4歳以上児	44, 702
3歳児	61, 102
1・2歳児	113, 532
乳児	195, 762
短時間	金額
4歳以上児	40, 522
3歳児	56, 922
1・2歳児	109, 352
乳児	191, 582

特定教育•保育施設 各位

青梅市子ども家庭部 子育て推進課長 浦 野 明 子

平成27年度の施設型給付費等について

標記の件について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)にもとづく青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第21号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設は、法定代理受領した施設型給付費等の額について通知しなければならないこととなっております。

つきましては、別添通知および施設型給付費内訳書を施設の掲示板に掲示するなどの方法により、各支給認定保護者へ施設型給付費等の額にかかる法定代理受領の通知をお願いします。

以 上